

平成 26 年 12 月 19 日  
国住指第 3437 号

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

**登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習に係る認定について  
(技術的助言)**

平成 25 年国土交通省告示第 1057 号第 1 号の規定に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成 7 年建設省令第 28 号)第 5 条第 1 項第 1 号に規定する登録資格者講習と同等以上の内容を有する講習について、別添のとおり認定したので、通知する。

貴職におかれては、貴管内市町村に対してもこの旨周知方お願いする。

別添

国住指第 3436 号

認定書

平成 25 年国土交通省告示第 1057 号第 1 号の規定に基づき、下の表の実施機関名の欄に掲げる機関が建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 20 号）の施行の日（平成 25 年 11 月 25 日）より前に実施した同表の講習名の欄に掲げる講習を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する登録資格者講習のうち、同表の対応する登録資格者講習の欄に掲げる講習と同等以上の内容を有する講習であると認める。

平成 26 年 12 月 19 日

国土交通大臣 太田 昭宏

表

	実施機関名	講習名	対応する登録資格者講習
(1)	徳島県及び社団法人徳島県建築士事務所協会	既存鉄骨造建築物の耐震診断・改修技術講習会（平成 16 年度に開催）	鉄骨造耐震診断資格者講習
(2)	徳島県及び社団法人徳島県建築士事務所協会	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断・改修技術講習会（平成 16 年度に開催）	鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習